

協議会だより

Vol. 60(2022 年 12 月 20 日発行)

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

干支(十二支)について

協議会だよりもようやく第 60 号を迎えることができました。これも会員皆様のご支援の賜物と、深く感謝申し上げます。

本年も残すところわずかとなり何かと忙しい毎日ですが、皆様にとって今年はどのような一年だったでしょうか。

来る 2023 年の干支は「卯(う)」うさぎです。そもそも干支(十二支)のはじまりは、今から三千年前の中国「殷(いん)」王朝の時代に考えられた暦と言われており、植物の成長過程を1か月ずつ区切ったものが本来の意味だそうです。その後親しみのある動物を割り当てたということで、本来の意味での干支(十二支)は、農業分野に携わる私たちにとって、大変身近なものと言えるでしょう。

今年の干支の「寅(とら)」は土から芽を出した状態、「卯(う)」は茎や葉が大きくなる状態を表していて、植物がすくすく育っていく様子がイメージされ、とても若々しく晴やかな気持ちになります。ちなみに後から付け加えられた動物のうさぎには、飛躍や家内安全といった意味が込められているそうです。

協議会だよりをご覧の皆様にとって、2023 年がより一層充実した一年となりますよう、心からお祈り申し上げます。

さて、協議会だよりでは、今年の4月から 12 月に実施した研修会の様子を2回に分けてお伝えします。今回は、農地維持支払交付金に取り組んでいる活動組織において、活動期間の5年間に1回以上の受講が義務付けられている事務研修会(「事務・組織運営等に関する研修会」、「機械の安全使用に関する研修会」)についてお届けします。

事務研修会では、主に「活動の手引き(概要版)」を使って、事業の構成や活動のポイント、活動記録、金銭出納簿、実施状況報告書などの作成にあたっての留意事項等を説明しました。

また近年、共同活動中の事故、怪我が増加傾向にあり、令和2年度から「機械の安全使用に関する研修会」が追加されたことから、研修会では、昨年度の事故の発生状況とその概要、草刈り作業時の注意点をお話ししました。続いて、草刈り機の正しい使い方や足の運び方などを内容とするDVDを視聴しました。



事務研修会の実施状況について

○事務研修会の内容

事務研修会は、以下の次第に沿って進めました。

- 1 令和4年度主な改正点
- 2 活動の留意点
 - (1)活動のポイント
 - (2)事業計画の変更について
 - (3)年間活動の進め方
 - (4)交付金の返還について
 - (5)点検、機能診断について
 - (6)長寿命化事務について
- 3 活動における安全対策について
- 4 その他留意事項



○事務研修会の実施状況

月日	市町村	会場	開始 時間	参加者数(人)			参加 組織数
				活動組織	市町村等	計	
4/8	飯山市	木島地区活性化センター	18:00～	23	4	27	10
7/6	大鹿村	大鹿村交流センター	10:30～	5	1	6	2
7/8	辰野町	辰野町役場	10:30～	3	2	5	1
7/11	佐久市	佐久市臼田支所	13:30～	4	2	6	1
7/12	山形村	山形村役場	13:30～	2	1	3	2
7/15	白馬村	白馬村役場多目的ホール	13:30～	12	2	14	6
7/19	伊那市	伊那市防災コミュニティセンター	10:30～	21	3	24	7
			13:30～	10	4	14	4
7/20	安曇野市	豊里公民館	10:30～	4	0	4	1
		安曇野市役所	13:30～	2	1	3	1
7/21	長野市	長野市役所	10:30～	5	1	6	3
			13:30～	6	1	7	4
7/22	長野市	長野市若穂支所	10:30～	9	2	11	2
7/25	飯綱町	飯綱町役場	10:30～	0	4	4	0
7/26	中野市	中野市役所	14:00～	7	1	8	5
7/27	松川町	部奈文化伝承センター	10:30～	4	1	5	1
8/1	佐久市	沓沢公民館	13:00～	5	2	7	1
8/2	駒ヶ根市	大田切土地改良区	10:30～	8	2	10	6
8/3	木島平村	木島平村農村交流館	14:00～	17	1	18	15

月日	市町村	会場	開始 時間	参加者数(人)			参加 組織数
				活動組織	市町村等	計	
8/4	高山村	高山村公民館	10:30～	26	1	27	23
8/5	坂城町	坂城町中心市街地 コミュニティセンター	10:00～	13	1	14	7
8/8	立科町	立科町役場	15:00～	5	2	7	2
8/9	南木曽町	南木曽町役場	13:30～	7	2	9	4
8/22	大町市	大町市役所	10:30～	16	4	20	13
			13:30～	24	4	28	14
8/30	佐久市	佐久市望月支所	10:00～	1	1	2	1
		野沢会館	13:30～	4	2	6	2
8/31	松本市	松本市公設市場管理棟	10:00～	18	5	23	18
			14:00～	10	2	12	10
9/1	飯綱町	飯綱町役場	10:30～	8	1	9	4
			13:30～	6	1	7	3
9/2	松本市	松本市公設市場管理棟	10:00～	6	2	8	6
			14:00～	7	2	9	7
9/15	飯綱町	飯綱町役場	10:30～	11	1	12	4
9/26	青木村	青木村役場	13:30～	10	2	12	6
9/27	安曇野市	安曇野市堀金支所	10:30～	12	1	13	5
9/28	朝日村	朝日村役場	13:30～	5	2	7	3
10/2	佐久市	竹田公民館	16:30～	14	2	16	1
10/5	立科町	立科町役場	13:30～	4	2	6	3
10/11	安曇野市	安曇野市役所	10:30～	13	1	14	4
10/27	安曇野市	倉田構造改善センター	10:30～	4	0	4	1
11/1	長野市	長野県土地改良会館	10:30～	8	2	10	5
11/7	信濃町	地域交流施設(古間支館)	10:30～	30	3	33	19
11/18	小川村	小川村役場	13:30～	10	2	12	9
11/21	小諸市	小諸市役所	13:30～	9	2	11	3
11/22	安曇野市	穂高会館	10:30～	9	2	11	4
11/29	御代田町	御代田町役場	13:30～	17	2	19	5
計	26 市町村 47 回			454	89	543	258



○事務研修会を通じて

研修会は、コロナ禍のため昨年と同様、市町村ごとに人数を絞って開催しました。

研修会に参加された方から、事業制度に関する質問や日頃の活動で困っていることなど、様々なご意見をお伺いすることができ、大変貴重な機会となりました。その場では十分にお答え出来なかったこともございましたが、お伺いしたご意見、ご要望等については、国、県へお伝えしてまいります。また、研修会の内容の充実にも努めてまいります。



よくある質問コーナー

Q. 質 問	A. 回 答
農村環境保全活動（共同活動）を2項目以上実施すれば、多面的機能の増進を図る活動の 56「農村環境保全活動の幅広い展開」に該当し、6/6 の交付単価を受けられるか？	共同活動の 6/6 の交付単価を受けるためには、まず多面的機能の増進を図る活動の 56「農村環境保全活動の幅広い展開」を選択した上で、共同活動で取り組む農村環境保全活動に加え、それとは異なる農村環境保全活動を1項目以上実施する必要があります。
交付金で農地周りの立木を伐採することはできるか？ また、当該作業を外注することは可能か？	農業者個人の営農活動にかかる伐採は、交付金の対象となりませんが、遊休農地発生防止のための保全活動や鳥獣緩衝帯の整備・保全管理、農地周りの環境改善などの場合であって、活動組織内の合意が得られれば、交付金で伐採することができます。 また、当該作業の規模や技術面から見て、活動組織の実施可能な範囲を超えていると判断される場合は、外注することは可能です。

事務局から

協議会は、多面的機能支払事業に関して、質問、相談を受け付けておりますので、お気軽にお問合せください。

■問い合わせ先

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会
（担当：小田切）
TEL 026-219-6351 FAX 026-219-6352
E メール nagano-tamenteki@wonder.ocn.ne.jp
URL <http://www.nagano-nouchimizu.net/>